令和5年度 広島市介護サービス事業者 集団指導

く全サービス共通>

広島市 健康福祉局 高齢福祉部 介護保険課

注意事項

- 1. 本講義は、「全サービス共通」編です。「各サービス個別」編も必ずご確認下さい。 <各サービス個別編の種類>
 - ①. 介護支援
 - ②. 訪問系サービス
 - ③. 通所系サービス
 - 4. 施設系サービス
 - ⑤. 福祉用具系サービス
- 2. 集団指導は、介護保険法の規定に基づき行われる「行政指導」です。 受講確認を行いますので、**受講後は、忘れずに本市ホームページ**「令和5年度広島市介 護サービス事業者集団指導(ページ番号:366715)」**から「受講完了報告書」を ご提出下さい。(令和6年3月22日〆切)** なお、動画での受講が困難な方は、研修資料を確認の上、**郵送又はFAXにて、「受講**

なお、動画での受講が困難な方は、研修資料を確認の上、郵送又はFAXにて、「受講 完了報告書」をご提出下さい。(令和6年3月22日必着)

次第

- 1. 業務管理体制の整備等について
- 2. 介護サービス事業所における事故について
- 3. 令和6年度運営基準等の改正について
- 4. 高齢者虐待の防止について【地域包括ケア推進課】
- 5. 社会福祉施設における労働災害防止【広島中央労働基準監督署】
- 6. ハラスメント防止対策について【広島労働局雇用環境・均等室】
- 7. 喀痰吸引等制度・認証制度について【広島県医療介護人材課】
- 8. 要配慮者利用施設における避難確保のための制度について【災害予防課】
- 9. 介護サービス情報の公表制度について

業務管理体制の整備等について

1. 制度概要

事業者による法令遵守の義務の履行等を目的に、<u>指定介護サービス事業所</u> **を運営する事業者に対し**、業務管理体制の整備を義務づけるもの(介護保険 法第115条の32)。

(整備内容)

		業務管理体制の整備内容		
指定・許可を受けて いる事業所等の数	事業者の 規模	①法令遵守責 任者の選任	②業務が法令に適合 することを確保するた めの規程の整備	③業務執行の状況 の監査
1~19	小	必要		
20~99	中	必要	必要	
100~	大	必要	必要	必要

2. 届出先

届出先区分	届出先			
事業所等が2以上の都道府県の区域に所在する事業者				
事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣(老健局)			
上記以外の事業者	事業者の主たる事務所が所在す る都道府県知事			
事業所等が1の都道府県内のみに所在する事業者				
すべての指定事業所等が同一市町内に所在する事業者	市町村長			
上記以外の事業者	都道府県知事			

3. 検査の概要

種類	時期	検査内容	
一般検査	届出のあった業務管理体制の整備・ 運用状況を確認するために定期的(6 年に1回以上)に実施する。	①法令遵守責任者の役割及びその業務内容 ②業務が法令に適合することを確保するための 規程の内容 ③業務執行の状況の監査の実施状況及びその 内容	
<u>特別検査</u>	指定介護サービス事業所等の行政処 分(指定等取消処分相当事案)が発覚 した場合に実施する。	①業務管理体制の問題点を確認し、その要因を 検証 ②指定等取消処分相当事案への組織的関与の 有無を検証	

4. 本年度に実施した検査の指摘事項等

• 法令遵守責任者が変更されている事例が認められた。 届出事項に変更があった際には速やかに届出を行う こと。

5. 参考

◆ 業務管理体制に関するホームページ(広島市)

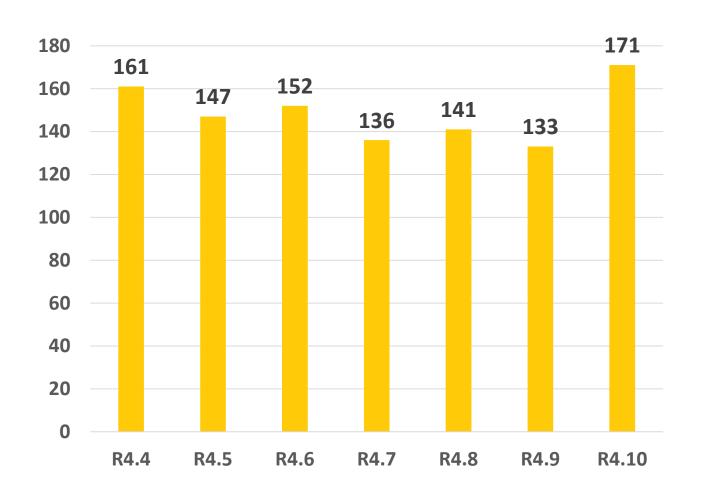
<u>総合トップページ 〉 くらし・手続き 〉 福祉・介護 〉 高齢者 〉 広島市の介</u> <u>護保険 〉 運営上必要な届出・報告等 〉 業務管理体制の整備に関する届出</u> <u>様式等(ページ番号: 2333)</u>

◆ 介護サービス事業者の業務管理体制(厚生労働省)

ホーム 〉 政策について 〉 分野別の政策一覧 〉 福祉・介護 〉 介護・高齢者 福祉 〉 介護サービス事業者の業務管理体制

介護サービス事業所における事故について

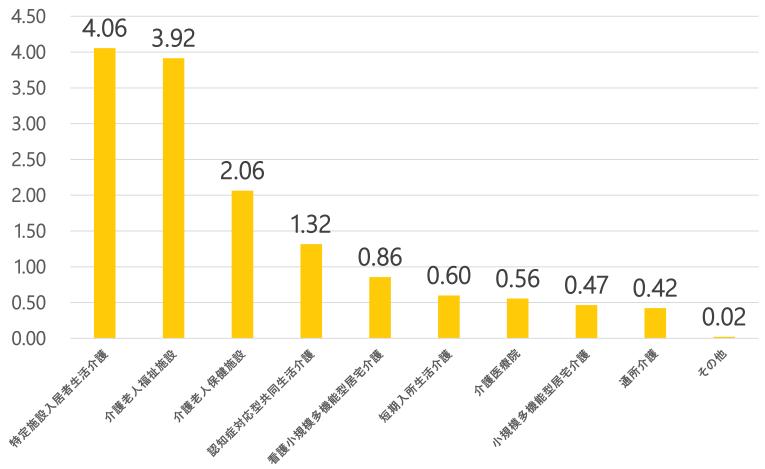
1. 事故件数(月別)



発生月	発生件数 (単位:件)		
4月	161		
5月	147		
6月	152		
7月	136		
8月	141		
9月	133		
10月	171		
計	1, 041		

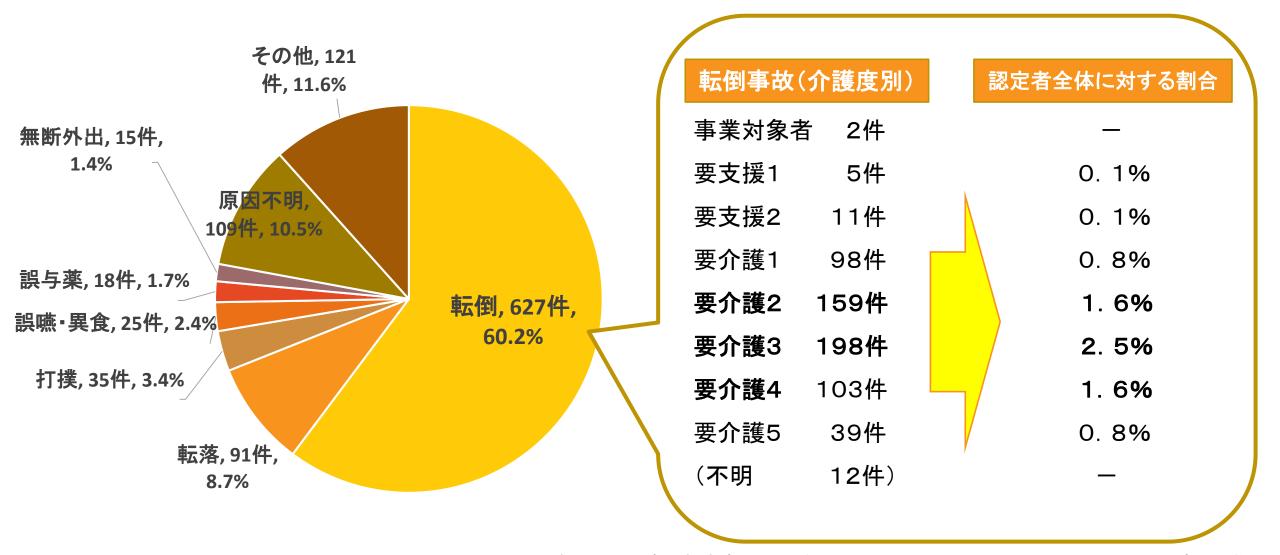
2. 事故件数(サービス別)





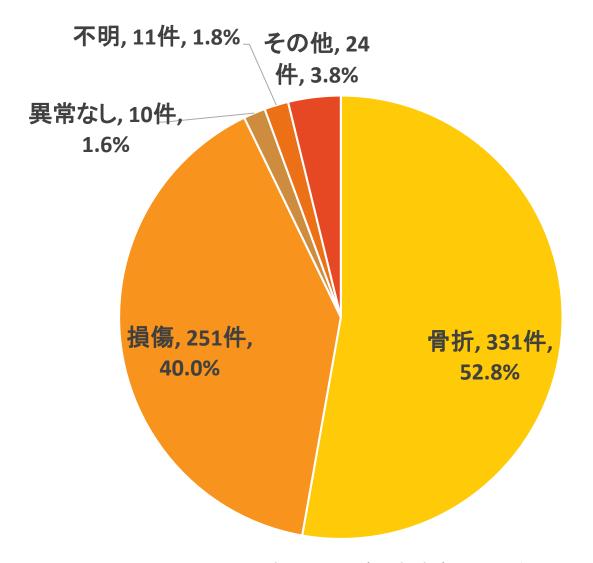
サービス種別	件数	1事業所 あたりの 発生数
特定施設入居者生活介護	215	4.06
介護老人福祉施設	278	3.92
介護老人保健施設	64	2.06
認知症対応型共同生活介護	208	1.32
看護小規模多機能型居宅介護	6	0.86
短期入所生活介護	99	0.6
介護医療院	5	0.56
小規模多機能型居宅介護	20	0.47
通所介護	102	0.42
その他	44	0.02
計	1,041	_

3. 事故件数(事故種類別)



4. 事故結果



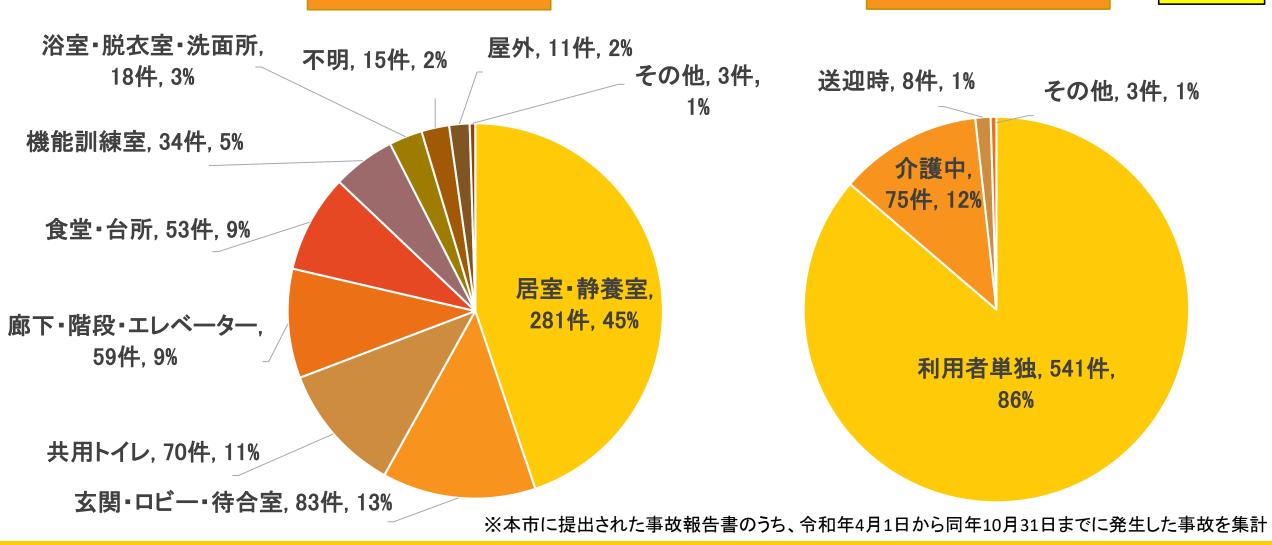


事故背景



事故発生場所

事故発生時



利用者による内的な要因

- •身体機能の低下
- ・認知症などの疾患
- ・薬の副作用
- ・不眠、慣れない場所など、心身状況

.....etc

アセスメント等を通じ、個々の利用者が持つリスクを特定する。

リスクに対して、利用者ごとに個別に対策を講じる。 (転倒予防の機能訓練、専門医の受診と投薬などによる対処 など)

環境等による外的な要因

- ・段差、障害物、照明、天気などの生活環境
- ・職員の体調、技術、知識、経験不足
- ・介護量に対する職員不足

.....etc

施設環境の整備、職員研修の実施、マニュアルの作成、人員配置の工夫によって、対策を講じる。 (家具の配置を変える、手すりなどを設置するなど)

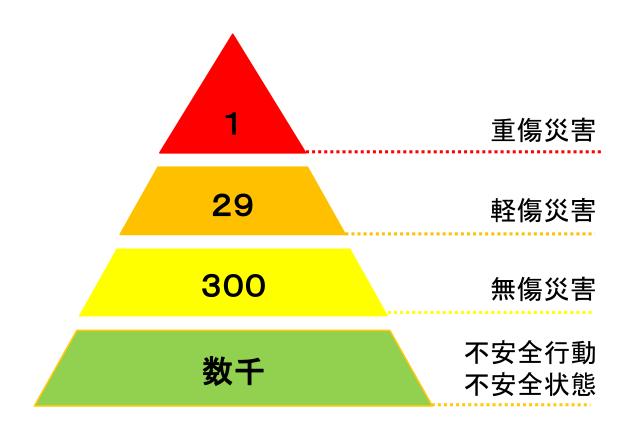
<u>介護事故は、ゼロにはできないが、予見可能な事故は防ぐ!</u>

7. 事故対策(その2)

ハインリッヒの法則(1:29:300の法則)

- 「同じ人間が起こした330件の災害のうち、1件は重い災害(死亡や手足の切断等の大事故のみではない。)があったとすると、29回の軽傷(応急手当だけですむかすり傷)、傷害のない事故(傷害や物損の可能性があるもの)を300回起こしている。」というもので、300回の無傷害事故の背後には数千の不安全行動や不安全状態があることも指摘しています。
- ・ これらの研究成果で重要なことは、比率の数字ではなく、<u>災害という事象の背景には、危険有害要因が数多くあるということであり、ヒヤリハット等の情報をできるだけ把握し、迅速、的確にその対応策を講ずることが必要であるということです。</u>

(厚生労働省ホームページ 「職場のあんぜんサイト」 より)



ヒヤリハット・事故が生じた時は、職員に共有し、多角的要因分析により、リスクの対策を行う!

8. 介護事故と介護保険法の関係

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 第37条「事故発生時の対応」

(1). 第1項

(指定訪問介護事業者)は、利用者に対する(指定訪問介護)の提供により事故が発生した場合は、 市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要 な措置を講じなければならない。

(2). 第2項

(指定訪問介護事業者)は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

(3). 第3項

(指定訪問介護事業者)は、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行わなけれなならない。

施設系サービス(上記に加えて)

- ① 事故発生防止のための指針の整備
- ② 事故・ヒヤリハットの内容と改善策を従業者に周知徹底する体制の整備
- ③ 事故発生の防止のための委員会と従業者に対する研修の定期開催
- ④ ①~③を適切に実施するための担当者の設置

令和6年度運営基準等の改正について

1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

概要

【全サービス(居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)】

○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】

単位数

<現行> なし <改定後>

業務継続計画未実施減算 施設・居住系サービス その他のサービス

所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算 (新設) 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算 (新設)

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、 各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所 定単位数から平均して7単位程度/(日・回)の減算となる。

算定要件等

- 以下の基準に適合していない場合(新設)
 - 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
 - ※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し 支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表 システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、 県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所につ いても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。

1. (6) ① 高齢者虐待防止の推進①

概要

【全サービス(居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く)】

- 利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、全ての介護サービス事業者(居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。)について、虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。その際、福祉用具貸与については、そのサービス提供の態様が他サービスと異なること等を踏まえ、3年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
- 施設におけるストレス対策を含む高齢者虐待防止に向けた取組例を収集し、周知を図るほか、国の補助により都道府県が実施している事業において、ハラスメント等のストレス対策に関する研修を実施できることや、同事業による相談窓口について、高齢者本人とその家族だけでなく介護職員等も利用できることを明確化するなど、高齢者虐待防止に向けた施策の充実を図る。

単位数

<現行> なし <改定後>

高齢者虐待防止措置未実施減算 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算(新設)

※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、所定単位数から平均して7単位程度/(日・回)の減算となる。

算定要件等

- 虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合(新設)
 - ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - 虐待の防止のための指針を整備すること。
 - ・ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
 - 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

1. (6)② 身体的拘束等の適正化の推進①

概要

【ア:短期入所系サービス★、多機能系サービス★、イ:訪問系サービス★、通所系サービス★、福祉用具貸与★、特定福祉用具販売★、居宅介護支援★】

- 身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、以下の見直しを行う。
 - ア 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置(委員会の開催等、 指針の整備、研修の定期的な実施)を義務付ける。【省令改正】また、身体的拘束等の適正化のための措置が講 じられていない場合は、基本報酬を減算する。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。【告示改正】
 - イ 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援について、利用者又は 他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと とし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理 由を記録することを義務付ける。【省令改正】

基準

- 短期入所系サービス及び多機能系サービスの運営基準に以下の措置を講じなければならない旨を規定する。
 - 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、 介護職員その他従業者に周知徹底を図ること。
 - 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - ・ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
- 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売及び居宅介護支援の運営基準に以下を規定 する。
 - 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。
 - 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

1.(6)② 身体的拘束等の適正化の推進②

単位数

【短期入所系サービス★、多機能系サービス★】

<現行> なし <改定後>

+ /L IL +



※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、短期入所系・多機能系サービスは所定単位数から平均して9単位程度/日の減算となる。

算定要件等

- 身体的拘束等の適正化を図るため、以下の措置が講じられていない場合
 - 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること
 - 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、 介護職員その他従業者に周知徹底を図ること
 - 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
 - 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること
- 全ての施設・事業所で身体的拘束等の適正化が行われるよう、令和6年度中に小規模事業所等における取組事例を周知するほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に身体的拘束等の適正化に関する取組状況を追加する。また、指定権者に対して、集団指導等の機会等にて身体的拘束等の適正化の実施状況を把握し、未実施又は集団指導等に不参加の事業者に対する集中的な指導を行うなど、身体的拘束等の適正化に向けた取組の強化を求める。

3. (3) ① 管理者の責務及び兼務範囲の明確化

概要

【全サービス】

○ 提供する介護サービスの質を担保しつつ、介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

【省令改正】【通知改正】

「管理上支障がない場合」とは

介護サービス事業所の管理者は、運営基準上、

- ·「従業者の管理」、「利用の申込みに係る調整」、「業務の実施状況の把握」その他の管理を一元的に行い、
- ・ 従業者に運営基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う

ものとされており、原則として常勤専従(兼務不可)である。

※ただし、事業所の**管理上支障がない場合**は、 事業所の他の職務や、他の事業所、施設等の職務に従事することができる。

例えば、

- 管理者以外の従業者等を通じ、利用者が適切に管理者に連絡が取れる体制を整えている
- ・副管理者を置き、管理者との密接な連携の下、従事者管理や業務把握を円滑に行う ことができている

などの対応策を取り、**事業所の管理業務に支障が出ないようにすること**。

令和6年介護報酬改定の質問等

広島市ホームページ

「介護報酬の算定等に係るQ&A(事業者向け)について」 (ページ番号:2343)